

相模原市建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年1月22日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第4号

相模原市建築基準条例の一部を改正する条例

相模原市建築基準条例(平成11年相模原市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第49条第4項中「第110条第2号」を「第107条各号又は政令第108条の4第1項第1号イ及びロ」に改める。

第65条第1項中「第108条の3第3項」を「第108条の4第3項」に改め、同条第2項中「第108条の3第4項」を「第108条の4第4項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。